

福島医発第 3085 号 (地)
平成 27 年 2 月 16 日



各医師会長 殿

福島県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

学校保健安全法施行規則の一部改正について (通知)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局長より各都道府県教育委員会等に通知されるとともに、日本医師会を通じ、別添の通り本会にも通知が参りましたのでご連絡致します。

今回の改正は、下記の通りです。

記

1. 予防すべき感染症の改正

鳥インフルエンザ (H7N9) や中東呼吸器症候群といった新興感染症が世界において発生している状況を踏まえ、昨年成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 115 号) において感染症の分類が見直されたことに伴い、学校保健安全法施行規則に所要の改正が行われました。

< 1 > 主な改正点

学校において予防すべき感染症について、第一種感染症として、新たに「中東呼吸器感染症」および「特定鳥インフルエンザ」を加え、その他所要の改正が行われました。

< 2 > 施行期日

平成 27 年 1 月 21 日

2. 就学時健康診断票 (第一号様式) の改正

< 1 > 主な改正内容

予防接種法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 247 号) により、定期予防接種の対象疾病として新たに「水痘」が追加されたことに伴い、学校保健安全法施行規則に規定する就学時健康診断票 (第一号様式) につき、所要予防接種欄に「水痘」を加える改正が行われました。

< 2 > 施行期日

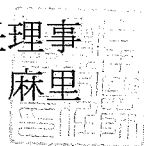
平成 27 年 4 月 1 日

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会管下の学校医の先生方へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 2 月 6 日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会 常任理事
道永 麻里



学校保健安全法施行規則の一部改正について（通知）

このたび、文部科学省より、標題の施行規則の改正につき、各都道府県知事、各都道府県教育委員会などに通知した旨、連絡がございました。概要は下記のとおりです。

貴会におかれましては、別紙の通知をご覧ください、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、ご高配をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 予防すべき感染症の改正

鳥インフルエンザ（H7N9）や中東呼吸器症候群といった新興感染症が世界において発生している状況を踏まえ、昨年成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 115 号）において感染症の分類が見直された。

それに伴い、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の分類について所要の改正を行った。

< 1 > 主な改正内容

学校において予防すべき感染症について、第一種感染症として、新たに「中東呼吸器症候群」および「特定鳥インフルエンザ」を加え、その他所要の改正を行った。

< 2 > 施行期日

平成 27 年 1 月 21 日

2. 就学時健康診断票（第一号様式）の改正

< 1 > 主な改正内容

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 247 号）により、定期予防接種の対象疾病として新たに「水痘」が追加された。

これに伴い、学校保健安全法施行規則に規定する就学時健康診断票（第一号様式）につき所要予防接種欄に「水痘」を加える改正を行った。

< 2 > 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

以上

事 務 連 絡

平成27年1月27日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より大変お世話になっております。

このたび、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第1号）」が公布されたことに伴い、各都道府県教育委員会等に別添のとおり通知しましたので、内容を御了知の上、貴会会員方に対し本件につき周知くださいますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

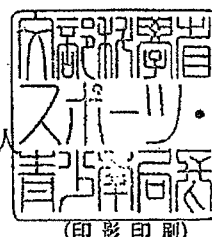
学校健康教育課 企画調整係

電話 03-5253-4111（内線4950）

26文科ス第523号
平成27年1月21日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久 保 公 人



学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添1のとおり学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第1号）が平成27年1月20日に公布され、学校で予防すべき感染症に係る改正規定については同1月21日に、第一号様式（就学時健康診断票）に係る規定については平成27年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、改正の目的等に照らし、学校における感染症の予防及び就学時健康診断が適正に実施されるようお願いします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

記

I 改正の趣旨

昨年成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）において、新興感染症が世界において発生している状況を踏まえ、感染症の分類が見直されたことに伴い、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の種類について所要の改正を行うものであること。

また、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第247号）において、新たに定期予防接種の対象が追加されることから、第一号様式（就学時健康診断票）についても所要の改正を行うこととすること。

Ⅱ 改正の概要

1 学校において予防すべき感染症（第18条、第19条関係）

学校において予防すべき感染症について、第一種の感染症に新たに中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを加え、その他所要の改正を行ったこと。

2 就学時健康診断票（第一号様式関係）

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年10月1日より施行されたことを受けて、第一号様式（就学時健康診断票）の予防接種の欄に、水痘の予防接種を加えたこと。

3 施行期日（附則関係）

改正後の規定の施行期日を、学校において予防すべき感染症に係る改正規定については平成27年1月21日、就学時健康診断票に係る改正規定については平成27年4月1日としたこと。

Ⅲ その他

1 学校において予防すべき感染症に係る留意事項

特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）により、現時点でH5N1及びH7N9とされていること。

また、当該政令において、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）は廃止されること。

2 就学時健康診断票に係る留意事項

改正後の第一号様式（就学時健康診断票）は別添2のとおりであるため、市長村教育委員会におかれては、平成27年度以降の就学時健康診断で活用されたいこと。

なお、改正後の第一号様式は文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2015/01/20/1292844_2_1.pdf）からも入手できるため、適宜参照されたいこと。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課企画調整係

TEL：03-5253-4111（内線4950）

FAX：03-6734-3794

e-mail：gakkoken@mext.go.jp

○文部科学省令第一号

學校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条並びに學校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第四条第一項及び第六條第二項の規定に基づき、學校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

文部科学大臣臨時代理
國務大臣 山口 俊一

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、限る。」の下に、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）を加え、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスAウイルス、Bウイルス、Cウイルス、Dウイルス、Eウイルス、H5N1、H7N9、H9N2、H10N8、H10N7、H10N1、H10N2、H10N3、H10N4、H10N5、H10N6、H10N7、H10N8、H10N9、H10N10、H10N11、H10N12、H10N13、H10N14、H10N15、H10N16、H10N17、H10N18、H10N19、H10N20、H10N21、H10N22、H10N23、H10N24、H10N25、H10N26、H10N27、H10N28、H10N29、H10N30、H10N31、H10N32、H10N33、H10N34、H10N35、H10N36、H10N37、H10N38、H10N39、H10N40、H10N41、H10N42、H10N43、H10N44、H10N45、H10N46、H10N47、H10N48、H10N49、H10N50、H10N51、H10N52、H10N53、H10N54、H10N55、H10N56、H10N57、H10N58、H10N59、H10N60、H10N61、H10N62、H10N63、H10N64、H10N65、H10N66、H10N67、H10N68、H10N69、H10N70、H10N71、H10N72、H10N73、H10N74、H10N75、H10N76、H10N77、H10N78、H10N79、H10N80、H10N81、H10N82、H10N83、H10N84、H10N85、H10N86、H10N87、H10N88、H10N89、H10N90、H10N91、H10N92、H10N93、H10N94、H10N95、H10N96、H10N97、H10N98、H10N99、H10N100、H10N101、H10N102、H10N103、H10N104、H10N105、H10N106、H10N107、H10N108、H10N109、H10N110、H10N111、H10N112、H10N113、H10N114、H10N115、H10N116、H10N117、H10N118、H10N119、H10N120、H10N121、H10N122、H10N123、H10N124、H10N125、H10N126、H10N127、H10N128、H10N129、H10N130、H10N131、H10N132、H10N133、H10N134、H10N135、H10N136、H10N137、H10N138、H10N139、H10N140、H10N141、H10N142、H10N143、H10N144、H10N145、H10N146、H10N147、H10N148、H10N149、H10N150、H10N151、H10N152、H10N153、H10N154、H10N155、H10N156、H10N157、H10N158、H10N159、H10N160、H10N161、H10N162、H10N163、H10N164、H10N165、H10N166、H10N167、H10N168、H10N169、H10N170、H10N171、H10N172、H10N173、H10N174、H10N175、H10N176、H10N177、H10N178、H10N179、H10N180、H10N181、H10N182、H10N183、H10N184、H10N185、H10N186、H10N187、H10N188、H10N189、H10N190、H10N191、H10N192、H10N193、H10N194、H10N195、H10N196、H10N197、H10N198、H10N199、H10N200、H10N201、H10N202、H10N203、H10N204、H10N205、H10N206、H10N207、H10N208、H10N209、H10N210、H10N211、H10N212、H10N213、H10N214、H10N215、H10N216、H10N217、H10N218、H10N219、H10N220、H10N221、H10N222、H10N223、H10N224、H10N225、H10N226、H10N227、H10N228、H10N229、H10N230、H10N231、H10N232、H10N233、H10N234、H10N235、H10N236、H10N237、H10N238、H10N239、H10N240、H10N241、H10N242、H10N243、H10N244、H10N245、H10N246、H10N247、H10N248、H10N249、H10N250、H10N251、H10N252、H10N253、H10N254、H10N255、H10N256、H10N257、H10N258、H10N259、H10N260、H10N261、H10N262、H10N263、H10N264、H10N265、H10N266、H10N267、H10N268、H10N269、H10N270、H10N271、H10N272、H10N273、H10N274、H10N275、H10N276、H10N277、H10N278、H10N279、H10N280、H10N281、H10N282、H10N283、H10N284、H10N285、H10N286、H10N287、H10N288、H10N289、H10N290、H10N291、H10N292、H10N293、H10N294、H10N295、H10N296、H10N297、H10N298、H10N299、H10N300、H10N301、H10N302、H10N303、H10N304、H10N305、H10N306、H10N307、H10N308、H10N309、H10N310、H10N311、H10N312、H10N313、H10N314、H10N315、H10N316、H10N317、H10N318、H10N319、H10N320、H10N321、H10N322、H10N323、H10N324、H10N325、H10N326、H10N327、H10N328、H10N329、H10N330、H10N331、H10N332、H10N333、H10N334、H10N335、H10N336、H10N337、H10N338、H10N339、H10N340、H10N341、H10N342、H10N343、H10N344、H10N345、H10N346、H10N347、H10N348、H10N349、H10N350、H10N351、H10N352、H10N353、H10N354、H10N355、H10N356、H10N357、H10N358、H10N359、H10N360、H10N361、H10N362、H10N363、H10N364、H10N365、H10N366、H10N367、H10N368、H10N369、H10N370、H10N371、H10N372、H10N373、H10N374、H10N375、H10N376、H10N377、H10N378、H10N379、H10N380、H10N381、H10N382、H10N383、H10N384、H10N385、H10N386、H10N387、H10N388、H10N389、H10N390、H10N391、H10N392、H10N393、H10N394、H10N395、H10N396、H10N397、H10N398、H10N399、H10N400、H10N401、H10N402、H10N403、H10N404、H10N405、H10N406、H10N407、H10N408、H10N409、H10N410、H10N411、H10N412、H10N413、H10N414、H10N415、H10N416、H10N417、H10N418、H10N419、H10N420、H10N421、H10N422、H10N423、H10N424、H10N425、H10N426、H10N427、H10N428、H10N429、H10N430、H10N431、H10N432、H10N433、H10N434、H10N435、H10N436、H10N437、H10N438、H10N439、H10N440、H10N441、H10N442、H10N443、H10N444、H10N445、H10N446、H10N447、H10N448、H10N449、H10N450、H10N451、H10N452、H10N453、H10N454、H10N455、H10N456、H10N457、H10N458、H10N459、H10N460、H10N461、H10N462、H10N463、H10N464、H10N465、H10N466、H10N467、H10N468、H10N469、H10N470、H10N471、H10N472、H10N473、H10N474、H10N475、H10N476、H10N477、H10N478、H10N479、H10N480、H10N481、H10N482、H10N483、H10N484、H10N485、H10N486、H10N487、H10N488、H10N489、H10N490、H10N491、H10N492、H10N493、H10N494、H10N495、H10N496、H10N497、H10N498、H10N499、H10N500、H10N501、H10N502、H10N503、H10N504、H10N505、H10N506、H10N507、H10N508、H10N509、H10N510、H10N511、H10N

肺炎球菌 Hib	予防接種	ポリオ 麻しん BCG 風しん 3種混合(百日咳、ジフテリヤ、破傷風) 日本脳炎
	予防接種 水痘	ポリオ 麻しん BCG 風しん 3種混合(百日咳、ジフテリヤ、破傷風) 日本脳炎

附
則

この省令は、平成二十七年一月二十一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（感染症の種類） 第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。）、及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。） 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三 （略） 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。 （出席停止の期間の基準） 第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 一 （略） 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ	（感染症の種類） 第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。） 二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 三 （略） 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。 （出席停止の期間の基準） 第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 一 （略） 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフ

等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。

ロ・ハ (略)

二 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ・ト (略)

三・六 (略)

第一号様式

就学時健康診断票

(略)	
予 防 接 種	ポリオ BCG 三種混合(百日咳、ジフテリ ア、破傷風) 麻しんI期・II期 風しんI期 ・II期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌 水痘
(略)	

(略)	
予 防 接 種	ポリオ BCG 三種混合(百日咳、ジフテリ ア、破傷風) 麻しんI期・II期 風しんI期 ・II期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌
(略)	

ルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。

ロ・ハ (略)

二 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ・ト (略)

三・六 (略)

第一号様式

就学時健康診断票

第1号様式(用紙 日本工業規格A4縦型) (第4条関係)

就 学 時 健 康 診 断 票

		健康診断日				
就学予定者	氏名			性別	男 女	
	生年月日	年 月 日生	年齢			
	現住所					
		保護者		氏名		
				現住所		
				就学予定との関係		
主な既往症						
予防接種		ポリオ BCG 3種混合(百日咳 ^{せき} 、ジフテリア、破傷風) 麻しんⅠ期・Ⅱ期 風しんⅠ期・Ⅱ期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌 水痘				
栄養状態	栄養	養良	耳 鼻 咽 頭 疾 患			
	不肥傾	満向				
脊 胸	柱 郭	皮膚 疾 患				
視 力	右	()	歯 数	乳 歯	処 置	
	左	()		未 処 置		
聴 力	右			永 久 歯	処 置	
	左			未 処 置		
			その他の歯の疾病及び異常			
眼の疾病及び異常			口 腔 の 疾 病 及 び 異 常			
その他の疾病及び異常						
担当医師所見						
担当歯科医師所見						
事後措置	治療勧告					
	就学に関し保健上必要な助言					
	そ の 他					
備 考						

教育委員会名

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状態」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
- 5 「^{せき}脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸部」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をかつこの左側に記入し、^{きよう}矯正視力を検査したときは、これをかつこの内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による。）を聴取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉^{いびん}疾患」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「^う齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の^う齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等歯冠修復によつて歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、^う齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが^{うし}齲蝕の再発等によつて処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の^う齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」

不正咬合（機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔^{くわう}の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患（歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師が必要と認める所見を記入し、及び押印する。
- 14 「事後措置」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾病等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号、第二十二項第二号及び第二十三項第一号、第八条第一項、第十三条第一項並びに第六十六号、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百条第十項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第九十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止）
第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）

二 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第百五十六号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とする。

第一条中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（特定鳥インフルエンザの病原体の血清型）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項第六号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。

一 H5N1
二 H7N9

第二条の前に次の一条を加える。

（三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤）

第一条の四 法第六条第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。

一 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スバルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン
二 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

第二条の次に次の一条を加える。

（四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型）

第二条の二 法第六条第二十三項第一号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。

一 H2N2
二 H5N1
三 H7N7
四 H7N9

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四条を次のように改める。

（疑似症患者を患者とみなす感染症）

第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。

一 結核

二 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

三 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

四 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）

第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用又は同項において準用する同法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

（中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第三号 次に掲げる政令の規定中「第十四条第二項」の下に「第十四条の二第二項」を加える。
一 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第二百八号）第二十六条第一項第一号
二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十一条第十五号

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定及び第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）並びに次条から附則第五条までの規定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（次号において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
二 第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二条の前の一条を加える改正規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日に行われた措置に係る鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十九年政令第二百九号）の項及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）の項を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）
第五号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百九号）の項及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）の項を削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
厚生労働大臣 塩崎 恭久